

佐賀県告示第 240 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、平成 27 年 5 月 23 日から施行する。

平成 27 年 5 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「BUM!!」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「cool Girl」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH（販売名が Flash Blue であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH（販売名が Flash red であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH（販売名が Flash Yellow であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「HIPS!!」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「ISLAND」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「LAST 香 No. 1（販売名がラスト香 No 1 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「LAST 香 No. 2 (販売名がラスト香 No 2であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「LAST 香 No. 3 (販売名がラスト香 No 3であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「Moe」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「PREMIUM DIAMOND」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「Sakura」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「SNIPER (販売名が Sniper Blue であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「SNIPER (販売名が Sniper Red であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「TROPICAL HONEY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「極」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「虎」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「獣王」と表示のある製品であって、

その内容物が植物片のもの

(20) 次の写真に示すとおり、被包に「鷹」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(21) 次の写真に示すとおり、被包に「土竜」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(22) 次の写真に示すとおり、被包に「蜜」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(23) 次の写真に示すとおり、被包に「DEVILS party」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(24) 次の写真に示すとおり、被包に「FETISHISM (販売名が Fetishism Heel であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(25) 次の写真に示すとおり、被包に「FETISHISM (販売名が Fetishism Hip であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(26) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE DEVILS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(27) 次の写真に示すとおり、被包に「No. 3」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(28) 次の写真に示すとおり、被包に「No. 5」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(29) 次の写真に示すとおり、被包に「No. 7」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(30) 次の写真に示すとおり、被包に「Sexy Dragon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「SPEED DEmon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「THE XXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「TROPICAL PARTY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「Excite Night」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「GIVE ME KISS」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVEGAME」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXY ZONE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「極限エロティック」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉本部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため